

# 学校給食に関する手続きについて(中学校)

千葉市から学校給食を提供するにあたり、必要な手続きをお知らせします。

■ 提出書類 ※千葉市立の学校以外から入学する場合に、お子さん1人につき各1枚を提出してください。

千葉市立の小学校・特別支援学校から入学する方は、(1)、(2)の書類の提出は不要です。

※千葉市立の小学校・特別支援学校で給食費を口座振替で納付されていた方は、振替口座が継続されます。 口座振替手続きがお済みでない方は、口座振替での納付にご協力をお願いします。

#### (1) 学校給食申込書

学校給食の申込と学校給食費の納入等を確認する書類です。各項目に記入してください。

(2) 口座振替に係る書類 (アまたはイのいずれか一方)

学校給食費等は、口座振替により徴収を行います。

金融機関窓口またはインターネットの一方での手続後に、いずれかの書類を学校へ提出してください。

- ア 金融機関窓口での手続きの場合(19の指定の金融機関で、現時点から手続き可能)
  - ①「口座振替依頼書」(4枚複写)に必要事項を記入のうえ、金融機関の窓口で確認を受けてください。
  - ② 手続後に、4枚目の「千葉市学校給食費等口座振替承諾書」(学校控)を提出してください。
- イ インターネットでの手続きの場合(15の金融機関で、現時点から手続き可能)
  - ①「学校給食費等Web口座振替申込み手続について」に記載のWebページから申込みをしてください。
  - ② 口座登録後に、「Web口座振替手続き完了届」に必要事項を記入し、提出してください。

# (1)及び(2)(※アまたはイのいずれか)の書類は、令和7年4月8日(火)までに学校へ提出をお願いします。

※口座振替の手続きを行わない場合、納付書により、金融機関等(コンビニは不可)からお支払いただきます。 また、学校給食費と併せて徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料をご負担のうえお支払いいただきます。振込手数料の負担がなく、便利な口座振替による納付にご協力ください。

#### ■ 口座振替日(納期限)は、年9回です。

学校給食費等の口座振替は、次表の振替日に行います。振替ができない場合、翌月 15 日に再振替を 実施します。残高不足にご注意ください。(25 日・15 日が土日祝日の場合、金融機関の翌営業日)

期別	第1期(4月•5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8月・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2月・3月分)	<b>※</b> 4/25, 5/25, 9/25 ∅
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	振替はありません。

※口座振替は、給食費のほか、日本スポーツ振興センター共済掛金及び学校徴収金の合計金額で行います。
※通帳には、「チバシキュウショクヒトウ」または「チバシガッコウキュウショクヒトウ」と記載されます。

#### ■ 学校給食費の納付金額の目安です。

学校区分	学年区分	1 食当たり	<b>期毎の目安</b> (1か月20食として)	
子仪区分	子午区分	(令和7年1月現在)	(1期・9期)	(2期~8期)
中学校 / 中等教育学校前	期課程 / 高等特別支援学校	320 円	12,800 円	6,400円
養護学校	中学部 / 高等部	349 円	13,960 円	6,980 円

※学校・学年・月によって、給食実施回数が異なるため、各期の納付金額は異なります。

<sup>※1</sup>食あたりの単価は、物価上昇等により改定することがあります。

## ■ 学校給食の提供の停止(再開)や、内容の変更を希望する場合

給食の提供について、「停止する(食べない)」「再開する」「内容を変更する(給食の一部を食べない)」 といった変更を希望する場合は、以下のとおり、事前に、在籍(予定)の学校への届出が必要です。 届出に基づき、給食費の納付額が変更となります。

○ 給食の内容を変更したい場合(食物アレルギーなどにより、牛乳が飲めない場合など)

食物アレルギーなどの理由により、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」 こととなる場合は、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を提出してください。

- 事情により連続4日以上、給食の提供を受けられない場合(病気による入院や海外への帰省など) 病気による入院や、一時的に千葉市外の学校に通うなどの事情により、給食の提供を、連続4日以上 受けられない場合は、あらかじめ、「学校給食変更届」を提出してください。
- 〇 転校する場合

転校により給食を停止するときは、事前に「学校給食変更届」を提出してください。 千葉市立学校への転校の場合は、併せて、転入校に給食開始の届出をお願いします。



「学校給食変更届」の用紙は、学校で配付しています。また、次のURLのホームページからも、ダウン ロードが可能です。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html

「学校給食変更届」は、期日に余裕をもってご提出ください。入学・転入前の提出も可能です。 給食の開始・変更・停止には、食材の発注数量の変更を伴うため、対象となる日の5日前(土日等を除く) までにご提出ください。届出が遅れた場合は、希望日から適用できませんのでご注意ください。

#### ■ 生活保護や就学援助の対象の場合、第3子以降学校給食費無償化の適用となる場合

生活保護受給世帯、または就学援助を受けている場合は、学校給食費の負担はありません。この他「第 3子以降学校給食費無償化制度」の適用を受けている場合も、学校給食費は無償になります。

「就学援助」または「第3子以降学校給食費無償化」の対象となる方や申請方法は、それぞれ「就学援 助制度のお知らせ」「千葉市第3子以降の学校給食費無償化制度について」をご覧ください。

#### ■ 学校給食費に関する主な配付文書

配付文書	内 容	配付時期
①学校給食費 納入額決定通知書	学校給食費の年間と各期の納付額をお知らせします。 参考として、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校徴収 金の内訳をお知らせします。	毎年6月中旬
②再振替のお知らせ	振替口座から引落しができなかった場合に、再振替の実施を お知らせします。	初回振替日(各期25日) の約10日後
③督促状(納付書)	再振替ができなかった場合や、納期限までに納入がない場合 に、納付書による支払いを通知します。	納期限の到来から 40日以内
④学校給食費 精算額決定通知書	年間の学校給食費の精算を行い、第9期の納付額が変更となった場合に、該当者のみお知らせします。	3月中旬 (精算がある場合)

①、②、④の文書は、封筒に封入しお子様を通じて配付します。長期休業期間や卒業後、また、③の文書 は郵送を行います。※この他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等を行う場合があります。

# 児童手当からの徴収に関する同意について

学校給食費が長期間滞納となった場合、児童手当から徴収する場合があります。学校給食申込書の児童 手当に係る徴収等に関する同意欄に記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いませんの で、滞納の場合は、速やかに納付をお願いします。

#### ■ 私立学校等への入学予定の方は

千葉市立中学校・中等教育学校・特別支援学校 以外に入学予定の場合は、手続きは不要です。 予定が変更となり、千葉市立の学校に通学する 場合は、速やかに手続きを行ってください。

### お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会

保健体育課(口座振替・学校給食費関係) 電 話 043-245-5909

-// kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

学事課(学校徴収金関係)

電 話 043-245-5928

メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp